

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	地震再保険事業の健全な運営			番号	⑱						
評価方式	総合・ <u>実績</u> ・事業・その他		政策目標の達成度合い		目標達成		(千円)				
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額					
	会計	組織／勘定	項	事項		5年度 当初予算額			6年度 概算要求額		
政策評価の対象と なっているもの	地震再保険特別会計		事務取扱費	地震再保険事業に必要な経費		2,180			2,296		
	小 計				一般会計	<		> の内数	<		> の内数
					特別会計		2,180			2,296	
						<		> の内数	<		> の内数
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの	地震再保険特別会計		再保険費	地震再保険金支払に必要な経費		108,890,915			112,212,204		
	小 計				一般会計	<		> の内数	<		> の内数
					特別会計		108,890,915			112,212,204	
						<		> の内数	<		> の内数
	合 計				一般会計	<		> の内数	<		> の内数
					特別会計		108,893,095			112,214,500	
						<		> の内数	<		> の内数

政策目標 8-1 : 地震再保険事業の健全な運営

<b>上記目標の概要</b>	<p>地震再保険事業は、民間の損害保険会社が引き受けた地震保険の責任のうち、日本地震再保険株式会社を通じて、民間の負担力を超えるところを政府が再保険し、官民が保険責任を分担する形になっており、地震の規模に応じて政府が保険責任を担う仕組みです。</p> <p>地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号。以下、「地震保険法」といいます。）第1条では、「この法律は、保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もつて地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする。」とされており、この目的の実現には、地震再保険事業の適切かつ健全な運営が重要となっています。</p> <p>このような認識の下、継続的に制度の検証を行い、地震保険制度の安定的な運営の確保に努め、保険会社等に対して、地震保険の更なる普及活動を行うよう支援・意見交換を行うとともに、地震保険検査を実施していきます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政8-1-1 : 地震保険制度の安定的な運営</p> <p>政8-1-2 : 地震保険の普及</p> <p>政8-1-3 : 地震保険検査の実施</p>
----------------	---

政策目標 8-1 についての評価結果	
政策目標についての評定	S 目標達成
<b>評定の理由</b>	<p>施策 8-1-1 について、被災者の生活の安定に寄与するため、迅速・確実な再保険金の支払を行いました。また、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施したほか、地震保険制度等研究会を開催し、制度の検証を行いました。このように、安定的な地震保険制度の実現に向けた取組を行いました。</p> <p>また、施策 8-1-2 については、財務省ウェブサイトやSNSの活用に加え、政府広報等との連携、損害保険業界の広報活動への支援や、業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。</p> <p>さらに、施策 8-1-3 の地震保険検査実施先数については、実績として4社に対して検査を実施し、主要な測定指標の目標値を達成しました。</p> <p>以上のとおり、全ての施策について評定が「S 目標達成」であるため、政策目標の評定を「S 目標達成」としました。</p>

<b>政策の分析</b>	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>地震保険法第1条に「被災者の生活の安定に寄与することを目的とする」と規定されており、この法律の目的を実現するため、地震再保険事業を健全に運営していくことは必要な取組です。</p> <p>また、地震保険法に基づき地震保険検査を実施することは、政府の再保険事業の健全な運営の確保に寄与する有効な取組です。</p> <p>なお、地震保険の普及促進のために、財務省ウェブサイト・SNSを活用した広報活動を実施するほか、損害保険業界の取組への支援や意見交換を通じて、国民の目に留まるような更なる広報活動を損害保険業界と一体となって効率的に実施しています。</p>
	<p>(令和4年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震再保険事業</li> </ul> <p>「地震保険制度の運営の安定性確保や契約者の利便性向上の観点から、制度のモニタリングを継続的に行うとともに、地震保険の制度等を広く周知するため、更なる広報活動に努める」との外部有識者及び行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、引き続き民間危険準備金残高の回復を図る取組を推進するとともに、迅速・確実な再保険金の支払を実施しました。また、迅速な保険金支払に資するよう保険会社におけるデジタル化の取組についてフォローアップを行うなど、制度のモニタリングを行いました。さらに、財務省ウェブサイトやSNSの活用に加え、損害保険業界の広報活動への支援や政府広報等との連携を行い、地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。(事業番号0056)</p>

<b>施策</b>	<b>政8-1-1：地震保険制度の安定的な運営</b>		
<b>測定指標(定性的な指標)</b>	[主要]政8-1-1-B-1：安定的な地震保険制度の運営の確保		
	<b>目標</b>	<p>大規模な地震発生時にも民間の損害保険会社から契約者に対し保険金が迅速に支払われるよう、政府が迅速・確実に再保険金を支払うことで、契約者の地震保険制度に対する信頼性を確保するよう努めます。また、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き進めるとともに、関係者・有識者との意見交換を通じて、継続的に制度の検証を行い、地震保険制度の安定的な運営の確保に努めます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>地震保険の目的である被災者の生活の安定に寄与するためには、大規模な地震発生時にも保険金が迅速に支払われるよう、政府が再保険金を迅速・確実に支払うことが重要であるためです。また、現在の科学的知見では、確度の高い地震予測はできないとされる一方で、「南海トラフ地震臨時情報」の提供が開始されるなど、制度を取り巻く環境は変化しています。このため、近年の地震災害による民間危険準備金残高の減少に対応するなど、継続的に制度の検証を行い、安定的な地震保険制度の運営の確保を目標とします。</p>	<b>達成度</b>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>令和4年福島県沖を震源とする地震の発生を受け、被災者の生活の安定に寄与するため、迅速・確実な再保険金の支払を行いました。また、地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ(令和元年8月)を踏まえ、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施したほか、地震保険制度等研究会を開催し、制度の検証を行いました。このように、安定的な地震保険制度の実現に向けた取組を行ったことから、達成度は「○」としました。</p>	○

<b>施策についての評定</b>	s 目標達成
<b>評定の理由</b>	<p>被災者の生活の安定に寄与するため、迅速・確実な再保険金の支払を行いました。また、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施したほか、地震保険制度等研究会を開催し、制度の検証を行いました。このように、安定的な地震保険制度の実現に向けた取組を行いました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>

政8-1-1に係る参考情報

参考指標1：地震保険制度における政府と民間の責任（危険）準備金残高 (単位：億円)

	平成29年度末	30年度末	令和元年度末	2年度末	3年度末
政府	15,202	16,970	18,970	19,909	19,645
民間	3,407	2,260	2,471	2,555	2,467

(出所) 財務省ウェブサイト「令和5年度財務省所管特別会計予算概算の概要(参考資料)」  
[https://www.mof.go.jp/about\\_mof/mof\\_budget/budget/fy2023/sankoushiryoutokkai2023.pdf](https://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/budget/fy2023/sankoushiryoutokkai2023.pdf)

参考指標2：過去の地震災害の支払額（元受保険会社の支払額） (令和3年度末)

	地震名	発生日	証券件数(件)	支払額(百万円)
1	平成23年東北地方太平洋沖地震	平成23年3月11日	825,637	1,289,128
2	平成28年熊本地震	平成28年4月14日	215,208	390,612
3	福島県沖を震源とする地震	令和3年2月13日	239,599	246,766
4	大阪府北部を震源とする地震	平成30年6月18日	158,148	124,168
5	平成7年兵庫県南部地震	平成7年1月17日	65,427	78,346
6	平成30年北海道胆振東部地震	平成30年9月6日	73,041	53,181
7	宮城県沖を震源とする地震	平成23年4月7日	31,018	32,414
8	宮城県沖を震源とする地震	令和3年3月20日	22,995	18,626
9	福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年3月20日	22,066	16,973
10	平成13年芸予地震	平成13年3月24日	24,453	16,942

(出所) 日本地震再保険株式会社資料を基に大臣官房信用機構課で作成。

<b>施策</b>	政8-1-2：地震保険の普及		
<b>測定指標(定性的な指標)</b>	[主要] 政8-1-2-B-1：地震保険の普及促進に向けた取組		
	<b>目標</b>	<p>財務省ウェブサイトやSNS等を活用した広報活動を実施するほか、損害保険業界の取組への支援や意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めます。</p> <p>(目標の設定の根拠)  「地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ(令和2事務年度)」や、第46回行政改革推進会議(令和3年12月9日)の「特別会計に関する検討の結果の取りまとめ」等において、地震保険の更なる普及促進の必要性が確認されたこと等を踏まえ、地震保険の普及促進を目標として設定しました。</p>	<b>達成度</b>

	実績及び目標の達成度の判定理由	財務省ウェブサイトやSNSの活用に加え、政府広報等との連携を行い、地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。また、損害保険業界の広報活動への支援や、業界との意見交換などを行い、官民挙げて普及促進に向けた取組を行ったことから、達成度は「○」としました。	○
施策についての評定		s 目標達成	
評定の理由	財務省ウェブサイトやSNSの活用に加え、政府広報等との連携、損害保険業界の広報活動への支援や、業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

### 政8-1-2に係る参考情報

#### 参考指標1：地震保険の普及率等の推移

(単位：%)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
普及率(注1)	32.2	33.1	33.9	34.6	35.0
付帯率(注2)	65.2	66.7	68.3	69.0	69.5

(出所) 日本地震再保険株式会社及び損害保険料率算出機構資料

(注1) 世帯数に対する地震保険契約の件数の割合を表したもの。なお、令和4年度については令和5年1月における暫定値であり、確定値については、令和5年9月頃に日本地震再保険株式会社のウェブサイト等に公表される予定。

(注2) 当該年度中に契約された住宅向けの火災保険契約件数のうち、地震保険を付帯した契約の件数の割合を表したもの。なお、令和4年度については、令和4年2月から令和5年1月までの直近1年間における暫定値であり、確定値については、令和5年8月頃に損害保険料率算出機構のウェブサイト等に公表される予定。

施策	政8-1-3：地震保険検査の実施						
測定指標 (定量的な指標)	[主要] 政8-1-3-A-1：地震保険検査先数の推移 (単位:社)						
	年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
	目標値	5	5	5	4	4	○
	実績値	4	4	2	4	4	
(注) 自然災害の発生等やむを得ない事情により保険会社等において検査受任が困難となり、検査を実施できなかった場合には、当該事情を総合勘案し政策評価を行います。							
(出所) 大臣官房信用機構課調							
(目標値の設定の根拠)							
地震保険の引受けを行っている保険会社等(令和4年7月時点:27社)のうち、検査の必要性が認められる保険会社等に対して、おおむね3年から4年の周期で実施しております。新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、令和4年度は4社を目標値とします。							
(目標の達成度の判定理由及び判断基準)							
令和4年度は、令和4年福島県沖を震源とする地震等に係る保険金の支払事務等が適切に行われているか、契約引受に関して適用する保険料率に誤りがないか等の着眼点から検証しました。その結果、損害割合の算出誤りや損害調査書の不適切な記載等が見受けられたため、検査対象の損害保険会社に対して事務改善を求めました。また、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、検査予定日を早めに設定し日程調整を行ったほか、必要に応じてオンラインによるヒアリングを活用し、効果的・効率的な検査を実施しました。							

	実績値が目標値を達成したため、達成度は「○」としました。
<b>施策についての評定</b>	s 目標達成
<b>評定の理由</b>	4社に対して地震保険検査を実施しており、実績値が目標値を達成しています。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり「s 目標達成」としました。

<b>評価結果の反映</b>	<p>以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。</p> <p>地震保険制度の安定的な運営を確保するため、再保険金の迅速・確実な支払に加え、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施するとともに、地震保険制度等研究会の開催をはじめ関係者・有識者との意見交換を通じて、継続的に制度の検証を行います。</p> <p>地震保険の普及については、財務省ウェブサイトやSNSの活用に加え、損害保険業界の広報活動への支援や、業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めます。</p> <p>また、政府の再保険事業の健全な運営を確保するため、損害保険会社に対し、引き続き地震保険検査を実施するとともに、検査費用など必要な経費の確保に努めます。</p>
----------------	---

<b>財務省政策評価懇談会における意見</b>	該当なし
-------------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		令和2年度	3年度	4年度	5年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	123,811,065	107,343,635 (注1)	109,943,042	/
		補正予算	—	—	—	
		繰越等	—	—	N. A.	
		合計	123,811,065	107,343,635	N. A.	
執行額(千円)	3,926,577	128,948,083	N. A.			

<p>(概要)</p> <p>民間のみでは対応できない巨大地震発生の際に支払う再保険金及び地震保険検査等に係る経費</p> <p>(注1) 令和3年度において、特別会計予算予算総則第19条第1項第2号の規定により、再保険費(69,215,716千円)を増額しており、増額後の金額は、176,559,351千円となります。</p> <p>(注2) 令和4年度「繰越等」、「執行額」等については、令和5年11月頃に確定するため、令和5年度実績評価書に掲載予定。</p> <p>(注3) 予算の増要因は、地震保険契約件数の増加等により再保険料収入が増加すること等によるものです。 また、減要因は、民間危険準備金残高の回復を図る方策を実施し、一時的に官民の保険料配分を変更していることにより再保険料収入が減少すること等によるものです。</p>
---

<b>政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策</b>	該当なし
----------------------------------	------

<b>政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報</b>	地震保険普及率等の状況：「地震保険の普及率」、「地震保険の付帯率」（日本地震再保険株式会社、損害保険料率算出機構）
--	---

<b>前年度政策評価結果 の政策への反映状況</b>	<p>地震保険制度の安定的な運営を確保するため、迅速・確実な再保険金の支払を行うとともに、地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ（令和元年8月）を踏まえ、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施しました。また、地震保険制度等研究会を開催し、関係者・有識者との意見交換を通じて、継続的に制度の検証を行いました。</p> <p>地震保険の普及については、財務省ウェブサイトやSNSの活用に加え、政府広報等との連携、損害保険業界の広報活動への支援や、業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めました。</p> <p>また、政府の再保険事業の健全な運営を確保するため、損害保険会社に対し、引き続き地震保険検査を実施するとともに、検査費用など必要な経費の確保に努めました。</p>
--------------------------------	---

<b>担当部局名</b>	大臣官房信用機構課	<b>政策評価実施時期</b>	令和5年6月
--------------	-----------	-----------------	--------